

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年11月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第 2100951 号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚) 第 2100123 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

A社において平成 3 年度の年度末(平成 4 年 3 月 31 日)まで勤務したが、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は、平成 4 年 1 月 1 日とされているので、当該資格喪失年月日を同年 4 月 1 日に訂正し、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職年月日は平成 3 年 12 月 31 日と記録されていることが確認できる。

また、企業年金連合会から提出された請求者に係るB厚生年金基金の「中脱記録照会(回答)」における請求者の当該基金の加入員資格喪失年月日、及びC健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳における健康保険の被保険者資格喪失年月日は、平成 4 年 1 月 1 日と記録されており、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致している上、前述の雇用保険の加入記録と符合している。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求者は、給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求期間当時のA社において厚生年金保険被保険者記録を有する同僚 44 人に照会したところ、33 人から回答を得たものの、請求者の退職日を記憶する者はおらず、請求者の請求期間における勤務実態を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2101003 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2100124 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から平成 15 年 7 月 26 日まで

平成 8 年 2 月 1 日に A 社を退職後、同年 8 月 1 日に再度入社したが、請求期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。退職前の 43 万円が基本給だと認識していたが、何度も依頼したもの、給与明細書は交付されなかった。給与は月に 1 ないし 3 回に分けて支払われ、金額も一定ではなかった。間違いなく同社に勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された民事保全事件審尋調書に係る地位保全・賃金仮払仮処分命令申立書には、請求者が平成 8 年 8 月に A 社に雇用され、平成 15 年 7 月 25 日に解雇された旨記載されており、同審尋調書に係る和解条項には、平成 15 年 7 月 25 日付解雇を撤回し、同日付で会社都合により円満退職したことを確認すると記載されていることから、請求者が請求期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者は、給与は月に 1 ないし 3 回に分けて支払われ、金額も一定ではなく、請求期間において給与明細書の交付はなかった旨主張しており、民事保全事件審尋調書に係る和解条項にも社会保険に係る条項がないことから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがうことができない。

また、A 社の元役員二人に照会したものの、請求者の請求期間に係る保険料の控除をうかがえる回答は得られなかった。

さらに、請求期間に A 社の厚生年金保険被保険者となっているのは事業主のみであるが、当該事業主は既に亡くなっており、請求者も請求期間における従業員は自身のみであった旨陳述している上、同社は請求期間中の平成 14 年 3 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について照会することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。